

金融庁「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の
一部を改正する内閣府令（案）」に対するコメント

平成 23 年 8 月 3 日、金融庁は、6 月 21 日に公表された大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」において、「米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」とされたことを受け、「連結財務諸表規則」、「中間連結財務諸表規則」及び「四半期連結財務諸表規則」の改正案を公表した。

経理委員会では、本論点については IFRS の強制適用の議論と併せ、制度全体の観点から検討すべきであるとし、また、IFRS に対する日本の発言力の維持・向上に配慮願うとする意見を取り纏め、8 月 16 日に金融庁に提出した。

2011 年 8 月 16 日
社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

金融庁総務企画局企業開示課 御中

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」
に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

8 月 3 日に公表されました掲題改正案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

国際会計基準の強制適用時期及び適用範囲が未確定である現時点において、米国基準の適用の継続を容認することはやむを得ないが、本来、連結財務諸表を作成する際の会計基準として何を採用するかは財務諸表開示に関する日本の制度全体の建て付けの問題であり、本論点については国際会計基準の強制適用の議論と併せ、制度全体の観点から検討すべきと考える。

また、国際会計基準に対する日本の発言力や影響力が弱まらないように、我が国の企業が国際会計基準を早期に適用する際の環境作りについて、引き続きご配慮願いたい。

以 上